

神戸市立灘の浜小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月1日発起

令和4年4月1日改訂

令和7年4月1日改訂

令和7年7月1日改訂

神戸市立灘の浜小学校

はじめに

神戸市の教育は、「人は人によって人になる」を理念として、今日まで積み上げられてきた。そして、本校は、教育目標に「じぶん大好き みんな大好き（自己肯定感を高め、多様性を認め合える子供の育成）」を掲げ、学校・家庭・地域と連携をしながら子供たちの成長を支えている。

しかし、全国的に日常生活の中でいじめが生じ、子供たちの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼすという問題が起こっている。

本校では、子供達が楽しく心豊かに日々の学校生活を過ごすことができるようにと願い、「神戸市立灘の浜小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条平成25年）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学大臣決定）

2. いじめの基本認識

- (1) いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

（兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」より）

3. いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校におけるいじめの防止策等の対策のための組織
- (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - ① いじめの未然防止
 - ② 早期発見
 - ③ いじめに対する措置

すべての教職員でいじめの問題に取り組む

「自校の課題」を洗い出し、「組織的かつ計画的に」、「発達段階を見渡して体系的に」、「児童・家庭・地域を巻き込む形で」、「子供を守り育てて行ける学校」をつくり、「いじめを減らすこと」に全職員で取り組む。

いじめ防止基本方針

いじめ防止を考える上での3本柱

「未然防止」「早期発見」「早期対応」

年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 人間関係づくり いじめ防止会議 発足		見守り隊の方に挨拶								見守り隊の方に挨拶 いじめ防止会議 取り組み発表	
	学年・学級づくり 人間関係づくり <あいさつ運動 ふわふわ言葉 サイレント清掃 異学年交流 インクルーシブ教育システムの構築>											
早期発見に向けた取組			聞き取り調査 いじめアンケート	分析 (今後の手だて)			聞き取り調査 いじめアンケート	分析 (今後の手だて)			聞き取り調査 いじめアンケート	分析 (今後の手だて)
	校内いじめ対策委員会・教育相談											
職員会議・対応チーム等	職員会議(基本方針確認)		職員研修(学級経営)		学校運営協議会	職員研修(生徒指導) いじめ・虐待・不登校		学校運営協議会		職員研修(学校評価)		学校運営協議会

1. 未然防止

「いじめは、どこにでも、誰にでも起こりうる」という認識を持ち、“いじめに向かわない”子どもに育てることが大切になる。子供をいじめに向かわせる背景に、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることは少なくない。

“学級経営”や“集団作り”と重なる部分が多く“絆づくり”が大切になる。子供の様子を知り、認め合い助け合う仲間をつくり、命や人権に対する意識を育てる必要がある。また、「自尊感情」を高め、「自己有用感」の高揚や、「居場所作り」が重要になる。

- 児童全員を対象に事前に働きかけ、未然防止の取組を行うことが最も合理的でもっとも有効
- すべての児童が安心・安全に、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり
- 子供たちみんなが参加・活躍「できる授業」を工夫し、「力のつく授業」の研究を進める
- すべての教員が公開授業を行って互いの授業を参観しあう（相互チェック）
- 「授業中の規律」なども見せ合うことによって改善・解決していく
- 教師の不適切な言動、差別的な態度が児童を傷つけたり、いじめを助長したりするので注意
- 友人関係、集団作り、社会性の育成が重要
- かかわることの喜びや大切さに気づき、かかわりあいながら絆づくりを進め、“自己有用感”を獲得
- 取組内容を創意工夫して実行に移すことが重要
- 大切な時期（4月や9月など）にどの学年、どの学級でも必ず指導
- 「自分が大切にされている」から初めて、「他者を認めたり大切にしたり」できる
- 「ストレスを生まない学校づくり」「ストレスがあっても負けない自信」「他者の尊重」「他者への感謝」
- 子供たち自身がいじめ問題を「自分たちの問題」とし、主体的に考えて行動

(1) 子供や学級の様子を知る

- 教職員の気づき … 同じ目線で共に笑い、泣き、怒る — 状況や精神状態を推し量る
- 実態把握 … 指導計画を立てるため、実態を正確に把握する

(2) 互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり

「自尊感情」を感じられる「心の居場所」づくり

- 子供たちのまなざしと信頼 … 子供たちの良きモデルとなり、信頼されること
- 心の通い合う教職員の協力協働体制 … 校内組織の有効機能・子供と向き合う時間確保
- 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事
… 違いを認め合う仲間づくり・教職員の温かい声かけ ⇒ 自己肯定感の高揚
- 子供たちの主体的な参加による活動
… 異年齢交流、「いじめのない明るい学校づくり宣言」、いじめ代表委員会 など

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

- 人権教育の充実 …
「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」
子供たちが人の痛みを思いやることができる
生命尊重の精神や人権感覚を育む
人権意識の高揚

- 道徳教育の充実
 - … いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切
- 体験教育の充実
 - … 意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開
- コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
 - … 他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につける

(4) 保護者や地域の方への働きかけ

- 授業参観 ○懇談会 ○学校ホームページ
- 学校だより など

2. 早期発見

「先生の気づき」が最も重要。子供の様子からの「気づき」だけでなく、保護者などからの情報からも敏感に「気づく」事が大切である。「気づく」ためには、“リスク”を負うことも多いため、常に冷静に見極める必要がある。日ごろから教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努め、子供の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要。その上で、得た情報に関して情報の共有・連携した情報収集を進める必要がある。

- ①些細な変化に気づき、②気づいた情報を確実に共有し、③速やかに対応する
- 気になる変化など、5W1Hを職員がいつでも共有できる工夫
- 「意識的に行い」、「積極的に活用」する
- 普段から子供の生活を把握する手立て（アンケートや面談 など）
- 教職員が普段から子供へのかかわり方や態度を見直す
- 「暴力を伴う“いじめ”の発見 ⇒ 速やかに止めることを最優先

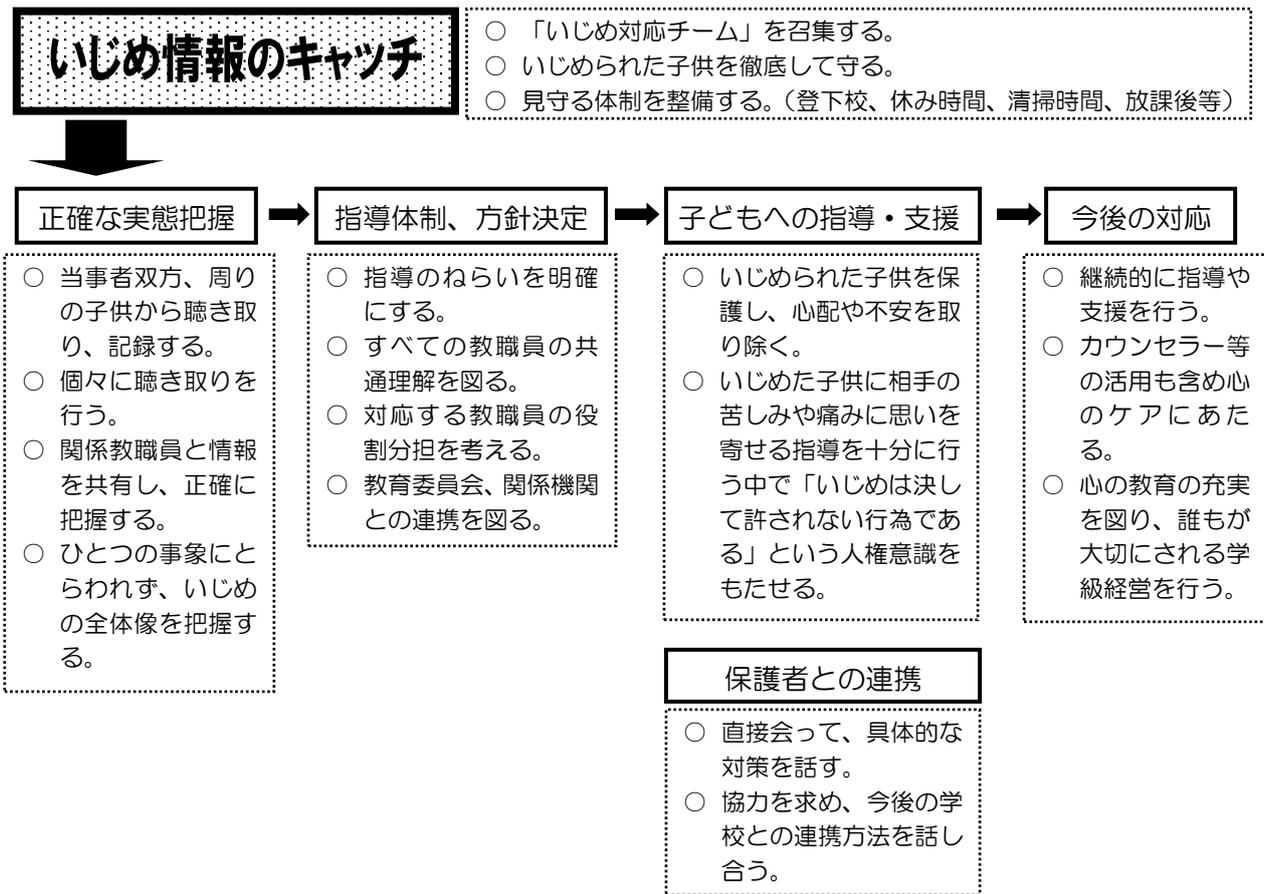
3. 早期対応

いじめは“心のウィルス”。その子が悪いのではなく、“感染”するもの。また、いじめの中にいる子供たちの心理状態は“集団ヒステリー”の状態、善悪が逆転している。“被害者”にならないためには“加害者”にならなければならない。

いじめが発見されたら第一に「被害者の保護」に努める。次に、組織として「いじめがあり、今からただちにその対応にあたる」ことを宣言する必要がある。その上で対応をするが、いじめの対応は“大人の仕事”と受け止め、子供に解決を任せない。組織としていじめの存在を認め、「大人全員が解決に取り組む」姿勢を示す。

また、「いつでも、誰にでも起こりうる」ため、ともすれば保護者に出てきがち「うちの子さえよければ…」を否定することも必要。かかわる大人全員が「誰もが『加害』にも『被害』にもなる」認識を持つことが必要になる。

- 「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断
- いじめが「重大な事態」と判断された場合、学校長からの指示に従って対応
- いじめを見ていた児童に対しても「自分の問題」として捉えさせる



いじめ対策の組織

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するために「予防的」「開発的」な取り組みをあらゆる教育活動において展開する。

各校において、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した「いじめ対応チーム」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、定期的に点検・評価を行い、子供の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

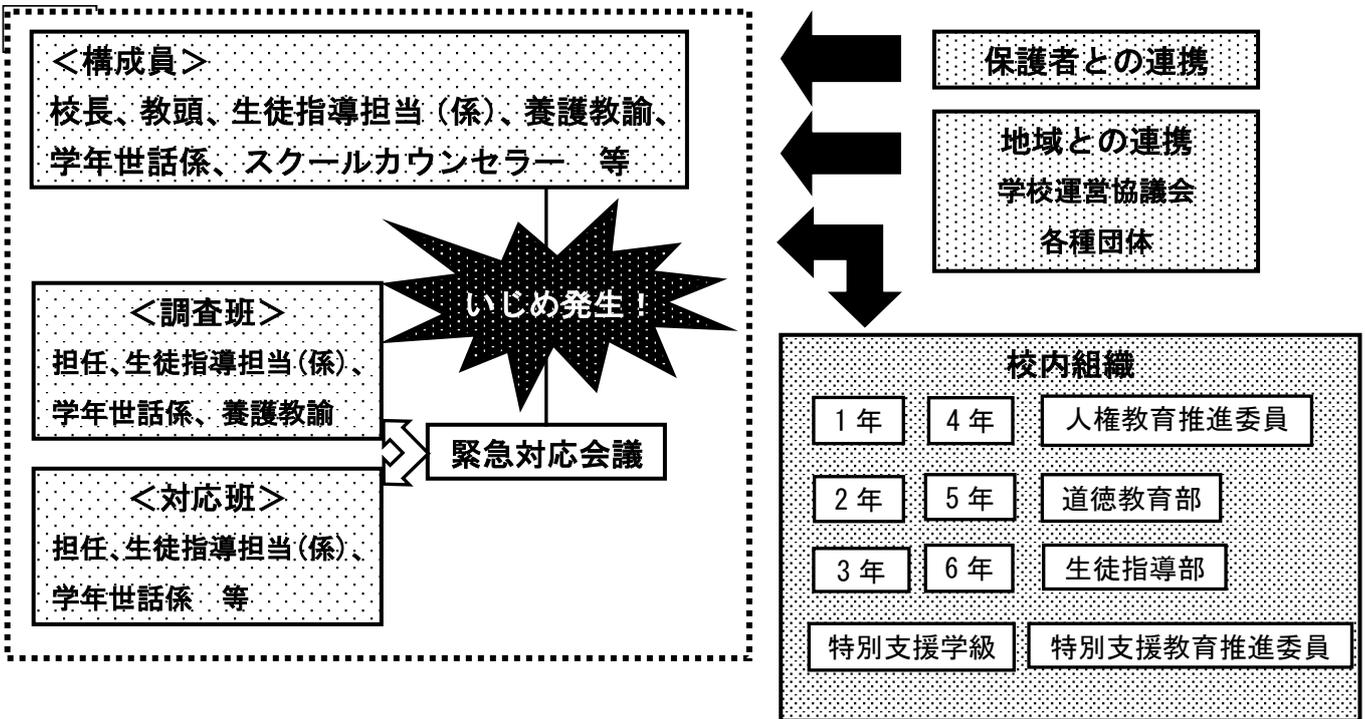
基本的には「校内いじめ対策委員会」を活用する。多くの学校では「生徒指導委員会」が組織をかねていることが多い。この基本組織に、態様などの状況に応じて①スクールカウンセラー②所轄警察署③少年サポートセンター④区役所こども家庭支援室⑤神戸市こども家庭センター⑥医療機関⑦地域（自治会・見守り隊・民生・児童委員など）を効果的に活用し「いじめ対応チーム」を組織する。

- 単に方針策定のための「組織」ではなく、“実行に移す”「組織」を設置する必要。
- 直接的な事柄だけでなく、教職員の資質向上のための校内研修や取組の企画や実施、計画通りに進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、「学校基本方針」の見直し（PDCA サイクルで取り組む）についても担う。
- 取組内容の洗い出し（授業改善の取組、友だち関係、集団づくり、社会性育成などの取組、いじめに関する学習の取組、いじめをなくすための児童会の取組、保護者や地域に対する啓発の取組、アンケートや面談などをリストアップ）
- PDCA サイクルの設定（各学期を単位とし、長期休業ごとに開催）

組織の役割

- 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- 教職員の共通理解と意識啓発
- 子供や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- 発見されたいじめ事案への対応
- 構成員の決定
- 重大事態への対応

いじめ対応チーム



<状況に応じて…>

スクールカウンセラー（加害・被害の児童・保護者の心のケア）	
暴行・傷害など、刑法に抵触する時	… 所轄警察署、少年サポートセンター
当該児童の家庭環境等に問題がある時	… 区役所こども家庭支援室、神戸市こども家庭センター
当該児童の心身等に影響がある時	… 医療機関 等

重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」に沿って対処するものとする。

(1) 重大事態の報告と調査

- 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告する。
- 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指導のもと、組織を設け速やかに事実関係を調査する。

(2) 調査結果の報告

- いじめを受けた児童や保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切に説明する。

なお、重大事態の意味については、次の通りとする。

- | |
|---|
| <p>①いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <ul style="list-style-type: none">• 児童が自殺を企図した場合• 身体に重大な障害を負った場合• 金品等に重大な被害を被った場合• 精神性の疾患を発症した場合 <p>②いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当の期間とは、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。</p> |
|---|

◇本校は校内いじめ防止・対策委員会によって、適宜「灘の浜小学校いじめ防止基本方針」を見直し、必要があるとみとめられるときは改訂する。